

平成23年度第1回道徳教育について考える会開催要項

日 時：平成23年7月22日

9：00～12：00

場 所：ピュアリティまきび

1 開 会

2 委員の紹介

3 会長，副会長の選出

4 説 明

5 協 議

(1) 高等学校での社会貢献活動を通して行う道徳教育について

(2) 「心豊かなおかやまっ子」育成のプロセスについて

6 事務連絡

7 閉 会

平成23年度 道徳教育について考える会 委員

委員（五十音順）

秋山 博正	くらしき作陽大学教授
上原 正之	岡山県立津山東高等学校長
片山ひとみ	日本児童文学者協会会員・岡山県男女共同参画推進アドバイザー
加藤 馨子	岡山県高等学校PTA連合会代表・岡山県立岡山工業高等学校PTA会長
川口 洋二	倉敷市立倉敷支援学校長
吉川 裕美	高梁市立高梁幼稚園長
栗本 貞子	倉敷市立連島南中学校長
黒山 靖弘	岡山県教育庁特別支援教育課長
小林 孝	社団法人ガールスカウト日本連盟岡山支部長
佐々木 勇	美咲町立美咲中央小学校長
田中 広矛	岡山県立和気閑谷高等学校教頭
忠田 正	岡山県教育庁指導課長
福原 洋子	岡山県教育庁生涯学習課総括副参事
保坂 邦夫	岡山県社会福祉協議会ボランティア・NPO活動支援センター所長

事務局

高津 智子	指導課副参事
赤松 一樹	指導課総括副参事 (高校教育指導班長)
乙倉 寛	指導課指導主事 (副参事) (高校教育指導班)
津田 富代	指導課指導主事 (職業教育指導班)
大西 治郎	指導課総括主幹 (振興班長)
藤枝 茂雄	指導課総括副参事 (義務教育指導班長)
石本康一郎	指導課指導主事 (副参事) (義務教育指導班)
藤本真砂子	指導課指導主事 (主幹) (義務教育指導班)

「道徳教育について考える会」実施要項

平成20年5月28日
岡山県教育委員会決定
平成21年6月15日
岡山県教育委員会改訂
平成22年6月17日
岡山県教育委員会改訂

1 趣 旨

県の道徳教育にかかわる施策の検証を行うとともに、就学前から高等学校段階までの心の教育の充実に向けた取組を推進するための方向性を提言する。

また、学習指導要領の趣旨並びに子どもたちや学校、家庭、地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究事業に関し、指導・助言を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実に資する。

2 内 容

道徳教育について考える会は、次のことについて所掌する。

(1) 県の道徳教育の施策及び取組の方向性の協議

県の児童生徒の社会性・道徳性にかかわる現状と課題について意見交換するとともに共通理解を図り、就学前から高等学校段階までの心の教育の充実に向けた取組を推進するための方向性を協議する。

(2) 道徳教育実践研究事業の検証・助言

道徳教育実践研究事業の推進校の取組について検証・協議し、指導・助言を行う。

3 実 施

(1) 県教育委員会は、生涯学習・社会教育関係者、学識経験者、校園長、保護者、福祉・ボランティア関係者、芸術関係者、その他道徳教育を推進する上で必要な者を委員に委嘱して、考える会を設ける。

(2) 考える会には、必要に応じて部会を設けることができる。

(3) 考える会は、年間3回程度の会合を開き、道徳教育実践研究事業の実施に関し、指導・助言を行うほか、就学前から高等学校段階までの心の教育の充実に向けた取組を推進するための提言を行う。

(4) 県教育委員会は、考える会において検討した提言や道徳教育実践研究事業の成果等を広く県内に普及・啓発する。

(5) 考える会の運営に関する事項は別に定める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、道徳教育を推進するための実践研究事業の実施については、道徳教育実践研究事業実施要項によるものとする。

「道徳教育について考える会」運営規程

(実施)

第1条 県の道徳教育にかかわる施策の検証を行うとともに、就学前から高等学校段階までの心の教育の充実に向けた取組を推進するために、道徳教育について考える会（以下「考える会」という）を設置する。

(委員)

第2条 道徳教育について考える会の委員は、岡山県教育委員会教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第3条 考える会に会長及び副会長を置き、その選任は委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、考える会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 考える会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

(会議の公開と傍聴)

第5条 道徳教育の充実振興に向けて、県民全体で取り組む気運を醸成するため、会議を公開する。ただし、委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴受付簿（様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

3 傍聴は、委員長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

4 報道関係者で委員長が認めたものは、前項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(意見聴取)

第6条 考える会は、必要に応じて関係者を招き、若しくは関係職員の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 考える会の庶務は、岡山県教育庁指導課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、考える会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月17日から施行する。

道徳教育実践研究事業実施要項

平成22年3月

岡山県教育委員会

1 趣 旨

岡山県において、学習指導要領の趣旨並びに児童生徒、学校、家庭及び地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実に資する。

2 事業の委託及び実施

(1) 市町村教育委員会は、域内の道徳教育の現状と課題を踏まえ、「3 研究課題」に基づき研究課題を設定し、事業計画書等を作成の上、所定の期日までに岡山県教育庁指導課長あて提出するものとする。

岡山県教育委員会は、提出された事業計画書等を審査し、必要な調整を経た上で、事業の実施を市町村教育委員会に委託する。

(2) 市町村教育委員会は、域内のすべての学校における道徳教育の推進・充実に資する観点から、事業の適切な実施を図るとともに、その成果の普及を図るものとする。

(3) 市町村教育委員会は、実践研究を行うために必要な学校・園（幼稚園、小学校、中学校の中から選定する。以下「推進校」という。）を指定する。

(4) 市町村教育委員会は、域内の学校の道徳教育の推進を主に担当する者（道徳教育推進教師）をはじめ関係者の連携や学校間の協力の促進に配慮する。

3 研究課題

(1) 市町村教育委員会においては、学習指導要領の趣旨並びに児童生徒、学校、家庭及び地域等の実態を踏まえ、次の①～⑰のうちから研究課題を設定し、研究及びその評価を行う。その際、Ⅰ～Ⅲに属する研究課題のうちからそれぞれ1項目以上を含むようにする。

Ⅰ 学校の教育課題を踏まえた道徳教育の内容の重点化

- ①自立心や自律性、生命を尊重する心をはぐくむ道徳教育
- ②善悪の判断、きまりの尊重などの規範意識をはぐくむ道徳教育
- ③進んで人間関係をつくる力をはぐくむ道徳教育
- ④人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める道徳教育
- ⑤共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任をはぐくむ道徳教育
- ⑥文化や伝統を大切にし郷土や国を愛する心をはぐくむ道徳教育
- ⑦人間としての在り方生き方の自覚を深める道徳教育
- ⑧学校の特色を生かした道徳教育

Ⅱ 道徳教育の計画的推進と道徳の時間の指導の創意工夫

- ⑨多様な道徳教育用教材の選択・開発とその効果的な活用
- ⑩「心のノート」の効果的な活用
- ⑪特別活動における実践活動や体験活動などにおける道徳的実践の工夫
- ⑫各教科等における道徳教育と道徳の時間との関連的な指導の工夫
- ⑬児童生徒の実態の把握や道徳性の評価を生かした指導の改善
- ⑭道徳教育の全体計画の作成と効果的な活用

Ⅲ 指導体制や異校種、家庭・地域等との連携体制の充実

- ⑮道徳教育の推進を主に担当する者を中心とした全校指導体制の在り方
- ⑯学校段階間、異校種間の連携体制の在り方
- ⑰家庭や地域等との連携による一体的な推進の在り方

- (2) 市町村教育委員会においては、推進校の協力を得て、道徳の時間をはじめ道徳教育にかかわる教育活動の公開（授業参観）を積極的に進めるものとする。

4 協議会の開催

- (1) 岡山県教育委員会は、本事業の成果等の普及を図り、道徳教育の充実に資するため、協議会を開催する。
- (2) 協議会においては、推進校における事業の成果に関する発表・研究協議等を行うものとする。
- (3) 協議会の開催については、別途岡山県教育委員会から連絡する。

5 委託期間

原則として、委託を受けた日から平成24年3月31日とする。ただし、委託契約は年度ごとに行うものとする。

6 委託経費の取扱い

- (1) 市町村教育委員会は、岡山県教育委員会に対し、各年度ごとに経費に関する計画書を、また、各年度の終了時に経費に関する報告書を提出するものとする。
- (2) 報告書の様式その他必要な事項については、岡山県教育委員会から別途連絡する。
- (3) 岡山県教育委員会は、各年度ごとに予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。
- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して必要な帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状態を明らかにしておくものとし、本事業を実施した翌年度から5年間保管すること。
- (5) 岡山県教育委員会は提出された委託事業完了（廃止等）報告書等について検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めるときは、委託費の額を確定し、市町村教育委員会に対して通知するものとする。なお、確定額は、事業に要した実支出額または委託金額のいずれか低い額とする。

7 事業実績報告書

- (1) 市町村教育委員会は、毎年度末に報告書等を提出するものとする。
- (2) 報告書等の様式その他必要な事項については、岡山県教育委員会から別途連絡する。
- (3) 報告書等については、岡山県教育委員会においてその集録を編集し、書籍その他の媒体により公表することができるものとする。

8 その他

- (1) 岡山県教育委員会は、必要に応じて、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。
- (2) 本事業の実施に当たっては、市町村教育委員会が実施する道徳教育に関連する研究事業や研修事業等との関連を図ることにより、効果的に実施することが望ましい。
- (3) この要項に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じて、岡山県教育委員会が別に指示する。

道徳教育に係る施策について

- 本県の課題
- ・規範意識の低下
 - ・人間関係の希薄化
 - ・コミュニケーション能力の低下
 - ・粘り強さの低下

道徳教育について考える会

- 「心豊かなおかやまっ子」の育成に向けて
- ・人間関係構築力の育成
 - ・自己肯定感の高揚
 - ・規範意識の高揚

豊かな「道徳性」「社会性」を備えたおかやまっ子の育成

教員の指導力の向上

体験活動、文化活動等の充実

人間関係づくり

幼稚園

小学校

中学校

高等学校

特 別

支 援

学 校

地 域

・ 家 庭

庭

「心豊かなおかやまっ子」育成研修会

《各校における道徳教育の中核教員の育成》
 ・「心豊かなおかやまっ子」を旨とした道徳教育の具体的な進め方、道徳の時間の指導方法等についての研修

道徳教育実践研究事業

・幼稚園（1園） ・小学校（4校） ・中学校（1校） ・高等学校（1校）
 《指定校による研究・発表》
 ・発達段階に応じた道徳教育の指導内容や指導方法、校種間連携に関する研究

学校における文化活動の推進

（音楽公演・演劇公演等）

豊かな体験活動推進事業

《農山漁村での一週間程度
の宿泊体験活動》
 ・自己肯定感の高揚
 ・人間関係づくり
 ・規範意識の高揚



岡山チャレンジワーク14

《3～5日間の職場体験活動》
 ・自己肯定感の高揚
 ・望ましい職業観、勤労観の育成
 ・社会性の育成



高校生社会貢献活動推進事業

《高校生による社会貢献活動の推進》
 ・自己肯定感の高揚
 ・規範意識の高揚
 ・社会性の育成

国際文化交流事業

高等学校総合文化祭

県下一斉あいさつ運動

《毎月10日実施》 地域・家庭と連携した取組の充実